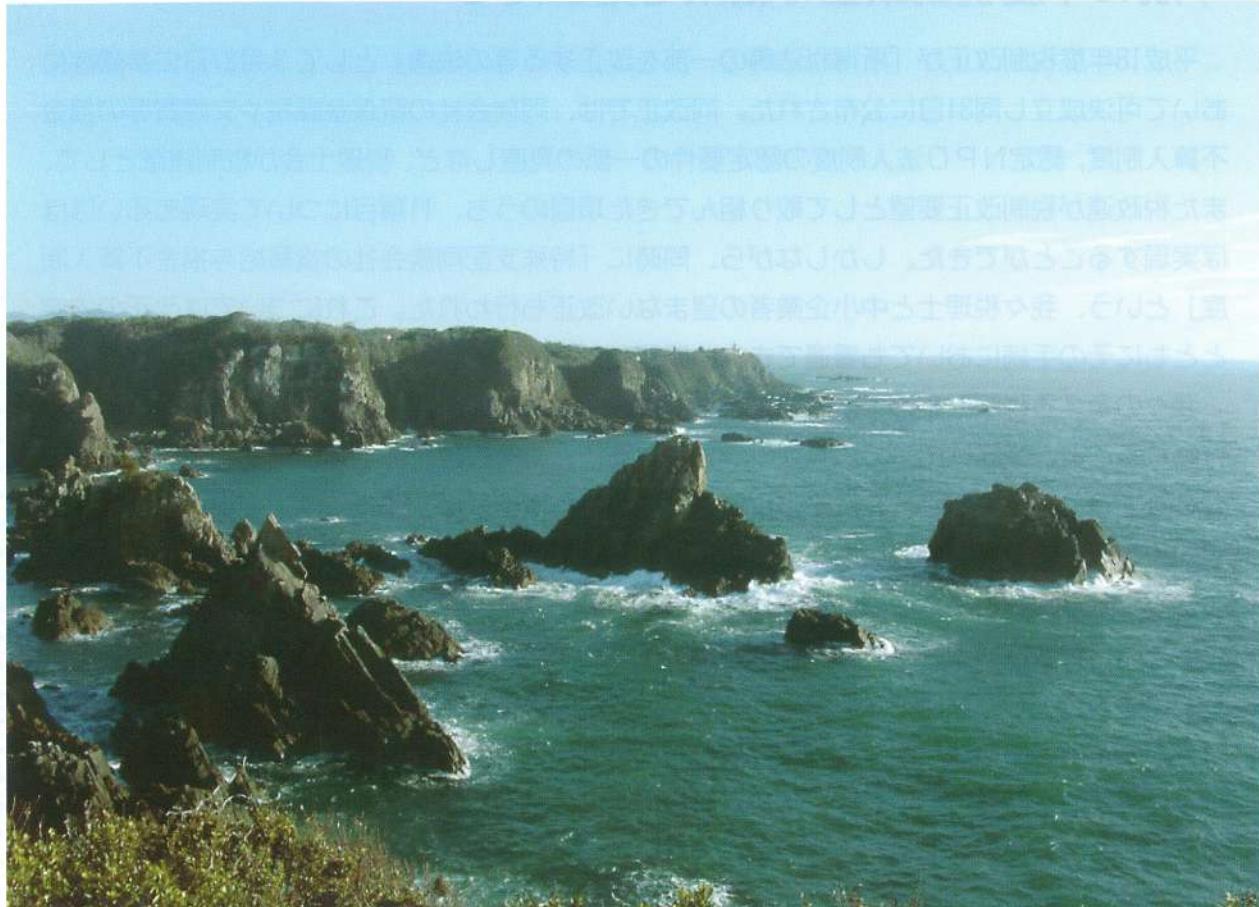


近畿税政連

第160号

平成18年8月10日

発行所 近畿税理士政治連盟 発行人 北野 博也 編集人 村木 真志 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050



大島の海金剛（和歌山県）

撮影：和歌山支部 岡野良平



ヨーロッパを旅する
と、「石の文化」「歴史と
伝統」に触れ、感動する
ことが多い。木ひとつ見ても、何百年もそこ
に生きいろんなドラマを見てきたのだと感じ
られる。人がその時代を生きるということが、
歴史をつないでいくバトンランナーであると
したら、次のランナーである世代へ、しつかり
バトンを手渡さなければ、ずっと先の人々
が歴史をひもといた時、あの時代が間違って
いたのかと問われることになる。人々の努力
を上手に繋げれば、歴史は積み重なり伝統と
なる。そこに人々は重みを感じ、感動を覚える
のである。

税制も周辺の法律も超変動の時代かと思わ
れるくらい、この十年変わり続けている。本
にこれが良き変革なのかは後世に評価を委

ねるが、私達は、一人ひとりしっかりと考
え、判断し、行動をしなければならない。この時
代のランナーとして、自分の意志で変化を受
容し最大限活用するということを実行しなけ
ればならない。特に社会的責任のある税理士
ならばいっそうのことである。

「電子申告」「書面添付制度」などの普及が
低迷していることも不可思議である。税理士
制度の歴史をつないできたバトンを、私たちは
落とすつもりなのかと感じる。

税政連の活動も同じことである。税理士の
権益に関連する問題に対し、意見表明する
活動の基盤となる会費を、全員が納めること
により、税理士制度を守り、後世に繋ぐこと
ができる。会員一人ひとりの税の専門家とし
ての自覚に期待したい。

主張

平成18年度税制改正の結果を踏まえて

平成18年度税制改正が「所得税法等の一部を改正する等の法律」として3月27日に参議院において可決成立し同31日に公布された。同改正では、同族会社の留保金課税や交際費等の損金不算入制度、認定NPO法人制度の認定要件の一部の見直しなど、税理士会が税制建議として、また税政連が税制改正要望として取り組んできた項目のうち、11項目について実現あるいはほぼ実現することができた。しかしながら、同時に「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度」という、我々税理士と中小企業者の望まない改正も行われた。これについては改正の内容とともにその手続においても看過できない問題がある。

我々の考える税制改正の手続の要件として、政府税調及び与党税調等において十分な審議が行われること、議論は出来る限りオープンであること、その改正による経済活動への影響を十分検証すること、そして、特に中小企業者に重大な影響を及ぼす改正には、中小企業者の実情を知る税理士の意見を十分に取り入れることなどが挙げられるが、推薦国會議員にはこれらについて十分な理解と配慮を願いたい。

我々は日税政推薦国會議員190名、近税政推薦国會議員38名を擁しているが、国會議員を推薦している組織として機能不全に陥っている部分はないだろうか。真摯に後援活動に取り組み、議員とも定期的に懇談し十分な相互理解のもと情報提供を頂いている後援会がある。一方で、一部の推薦国會議員においては、推薦に見合うだけの我々に対する理解があるのか、会員には見えてこないところもある。会員から見えないということには大きな危機感を覚える。この現状が、選挙時における支援活動のあり方や、日頃の後援活動のあり方に起因するのであれば、選挙における候補者の推薦基準を見直すとともに、後援会の設立と活動の基準もさらに明確にする必要がある。勇気を持って選択と選別を行うことが、会員の信頼に応え、結果として組織力を高める近道となるかもしれない。この税制改正の結果を、推薦国會議員を含めた体制の見直しのためのターニングポイントとしたい。

(H. I)

トピックス

第40回定期大会・記念式典・祝賀パーティー開催

日時：9月11日（月） 場所：帝国ホテル大阪

近畿税理士政治連盟ホームページ開設 (<http://kinzeisei.jp/>)

お詫びと訂正

機関紙第159号（5月10日号）の3面「平成17年分『所得税確定申告期における税務相談会場』の国會議員による視察」の表中、松井孝治参議院議員の政党が「自民」となっておりますが、正しくは「民主」です。お詫びして訂正いたします。

竹本直一財務副大臣との懇談会	3
高市早苗・滝実国政報告会・合同定期大会	6
平成19年度税制改正に関する要望	8
会員研修会を開催	11
ひとこと	12
ここに入り～後援会の窓～	13

連	載
焦点	1
主張	2
かんさいすすめ	14

竹本直一財務副大臣との懇談会

本部では、6月17日(土)、大阪市中央区のホテルニューオータニ大阪において、竹本直一財務副大臣との懇談会を行った。テーマとして規制緩和の問題や官から民という流れのもと税理士の能力の活用をはじめ、経済・財政問題についても意見交換を行ったほか、税制改正等の手続の問題について、また、税理士業務の具体的な懸案について陳情をおこなった。当連盟からは北野博也会長、佐野吉延副会長、井戸木泰次幹事長、松尾八郎後援会会长、藤澤清穎後援会幹事長が出席した。

司会は村木真志広報委員長。

(司会) 竹本先生、副大臣として、公務大変お忙しい中、私どもとの懇談会に、貴重な時間を取り頂きましたことお礼申し上げます。早速で御座いますが、先生の政治家としての信条をお聞かせ下さい。

(竹本) 政治をやっていて、いちばん気になるのは、社会の公正が保たれているかどうかです。眞面目に生きている人がいるのに他方で不正をはたらいて金儲けをしているような社会は許せませんね。海外へ行って外から日本という国を見ますと、「やっぱり日本の国はいい国だな」とつくづく思います。豊かであって、平和であり、しかも世界一の長寿国です。日本人は自らのことを卑下するのではなく、もっと自信を持たないといけないと思いますね。

(司会) 先生の座右の銘などお聞かせください。

(竹本) 「呑舟魚不遊枝流(船を飲むような大きい魚は小さい川では遊ばない)」これは吉田茂さんが好んで使った言葉です。「政治家というのは大きいところを見失ってはいけない。大きいところで勝負しろ」ということだと思いますし、私自身もそのように行動しているつもりです。

(司会) それでは、税理士業界で今抱えている課題の規制緩和について先生のお考えをお伺いしたいのですが、松尾後援会会长から規制緩和についてお願いします。

(松尾) 政府の規制改革・民間開放推進会議等において税理士業界のことも議論されていま



竹本直一財務副大臣

す。資格にとらわれず「垣根を低く」と考えておられるようですが、議長の宮内氏は税理士会のことをよくご存じない。税理士業務は、国の根幹を担っている業務ですから、税理士会への加入と税理士による無償独占は意義のあることです。それでこそ税務申告も適正に責任をもって行われています。

(竹本) 私は、税理士会を含めた税理士制度は必要だと思います。政府は今、小さな政府と言っているでしょう。民にできることは民にということでやってきたわけですね。しかしそこには一定の信頼が必要です。士業の方々に依存する部分は大きいと思います。ですから、税理士の資質の確保、それを適切に行うためには、税理士会も互助組織として、監視組織として、努力をお願いしたいと思っています。

規制改革の中で、例えば裁判所における訴訟代理、これは今まで弁護士しかできなかつたのですが、それを司法書士ができるようにしま



した。士業の方は信頼性が高いですから、規制改革の一環として従来役所で行っていたことを士業の人に任せていく部分はありますね。

(佐野) 議論の一つには、税理士会そのものが要らないということもあります。税理士会は会員の税理士に対しそれぞれの指令・指示を出して、適切な申告制度を維持している。組織として税務問題に関して対応しているわけですね。いちばん簡単な例が確定申告の時期の税務支援ですね。税理士会によって成り立っている部分が多くある。税理士会や税理士の制度そのものも要らないというのは、少し現状をご存じないのかなと思います。

(北野) 資質の向上という問題に関しても、税理士会は、年間36時間という研修の規則を定め、これを組織として指導しています。そういう面での税理士会の存在価値も非常に大きいということです。

(竹本) やはり大多数の人が入っている組織がないと、資質の確保は難しいでしょうね。

しかし、むしろ士業を行っている人は、士としての自覚を持ってもらいたい。税理士会は、そういう面も含めてあったほうがいいのではないかと思います。

(井戸本) 国會議員の先生は何度も選挙という国民の審判を受けてなっておられます、規制改革の諮問委員会は、委員長や議長などと名前は変わりますが中身は変わっていない。主だった4人が10年間一緒ですよね。税理士業界を分からぬ方が税理士のことを言う。それで責任をとらない政治が行われたら、我々は何のため

に後援会を作らせていただいて、一生懸命に議員の先生方に国政の場で頑張っていただいているのか、よく分からない。これもぜひ改めていただきたい。

(竹本) そこは皆さん方の実状をよく松尾先生にもお話を伺っているので、そういう意味で対応します。

(司会) 次に、今進められている電子申告の問題についてですが。

(井戸本) 今の電子申告には少し煩雑な面がありますので、少し要望させていただきたいのですが、1つ目として申告の際の署名を税理士と納税者と2者の署名ということにせず、税理士の署名をもって電子申告するというように、まず改めていただく。

2つ目は、例えば保険料控除証明書や医療費の領収書などの添付書類は後日送付することになっていますが、添付書類を会計事務所で確認した署名をもって添付を省略するということにしていただく。

3つ目はインセンティブの問題。5000円ぐらい税額控除していただくと、2010年50%以上という目標も十分達成可能と考えています。

(竹本) 電子申告が進まないのは、そういう矛盾があるということも原因の一部になっています。私は今も申し上げたように、小さな政府を作り、信頼できる士業に任せていくという考えですから、これらについては検討させていただきます。

(司会) 昨年成立した会社法において「税理士」が、会計参与制度における会計作業の適任者として規定されました。

(井戸本) 自民党の先生方に大変ご尽力いただきましたことをまずは御礼申し上げます。

(竹本) 会計参与制度によって中小企業の悩みのひとつである信用問題が少しでも解決すればいいと思っていますが、松尾先生からは会計参与制度が定着するには少し時間がかかるかもしれませんと聞いています。

(北野) 中小企業者の認識がまだうすいです

ね。これらの問題、記帳指導や電子申告もそうですが、中小企業団体がそれなりに動くことが重要だと思います。中小企業庁等から推進するための補助が出ているのに、未消化になっていて浸透してない。税理士会を通じてそれをやっていただけたら…。

(竹本) そのあたりは浸透していないですね。商工会議所とか商工会は、それらを会員に徹底してお知らせすることができていない。そういう意味では、税理士会の皆さんにもお願いした方が組織力、実行力、そして個々の能力があるから、もっとよくなりますよね。税理士会へ委託するのもひとつの考え方です。党のほうに一度、言っておきます。

それと商工会なら判を押したら融資を受けられるのだから、税理士会が判を押したら、300万程度の融資が受けられるというようなことも考えていただいと、中小企業にはいいですよ。中小企業の信用力をだれが保証するのかということですが、担保がない、あるいは少ない担保で融資をする場合、それは税理士のほうで何らかの保証を出してあげれば、政府としては信用できるよね。そういうことも考えるべきだと思います。

(司会) 平成18年度税制改正で、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度が盛り込まれました。

(井戸本) この税制改正は唐突に出てきたもので、政府税調なり党税調で、もう少し議論していただきたかった。

(竹本) 大騒ぎしましたけど、税制改正大綱のままで、修正はなかったですね。

税制改正の手続のことは多くの意見があることは承知しています。松尾会長からもこの件は伺っています。

(井戸本) 我々としては、平成19年度の税制改正の建議、要望に入れさせていただいて、見直し方をお願いしたいという考えです。

(竹本) その要望はまた、是非お持ちいただければ、対応はさせていただきます。



(司会) 最後になりましたけれども、竹本先生、我々近畿税政連の約1万3000人の税理士に対して、メッセージを賜りたいと存じます。

(竹本) 私は、税理士の先生方は社会の公器だと思っております。だから、その自覚を持って、しっかりとやっていただきたい。それが今、小泉内閣が進めている小さな政府、効率のよい行政にすばり通ずるわけでありますので、ぜひとも、これからも研鑽を積んでいただきまして、社会の信頼に応えていただきたいと思います。

懇談は約2時間に及び、本稿のほかにも大変興味深いお話をいただきました。◆消費税率引き上げは景気対策と改革による歳出削減とセットでなければならない◆中小企業の育成には政府による対策も必要◆教育を充実させ、努力するものが報われる社会を実現したい◆ゴルフは人生に通ずるところがある。調子のいいときでも自惚れないように、調子の悪いときでもくじけないようにと教えられるなど、紙面の都合で割愛させていただきましたことをお詫びいたします。

竹本直一衆議院議員 略歴

- 1940年 大阪府生まれ
- 1964年 京都大学法学部卒
- 同 建設省入省
- 1993年 同省退官
- 1996年 第41回衆議院総選挙で初当選
(現在4期目)
- 2001年 経済産業大臣政務官
- 2003年 厚生労働大臣政務官
- 2005年 財務副大臣

高市早苗・滝実 国政報告会・合同定期大会

「税理士による高市早苗後援会・税理士による滝実後援会第7回合同定期大会」が5月20日(土)、奈良市の共済会館やまとで開催された。来賓として近税政本部より大西晃副会長、近税政奈良県支部連合会から東口哲夫会長、近畿税理士会奈良支部から森田務支部長が出席。

武野勝文(高市会)会長の開催の挨拶の後、昨年9月の衆議院議員選挙で奈良県2区という同じ選挙区で競い合ったお二人が以前と同様に合同の定期大会に臨席するという緊張感のある中で開催され、大会の開会前に高市早苗議員、滝実議員による国政報告会が行われた。

初めに高市議員が「現在、国会の憲法調査委員会と予算委員会に入っている。税制改革の議論で消費税の税率アップのタイミングが政治課題となっている。2008年度の税制改正で行い、2009年に上げられる予定であるが2010年以後もプライマリーバランスが厳しい状況で、歳出削減もしながら税率も上げる予定である。次の自民党総裁になる人は、はっきり消費税率をどうするか述べるべきで、私は安部晋三さんに期待している。また、憲法改正に必要な国民投票法の制定を検討している。国民投票できる人が20歳以上の有権者でよいのか、年齢や有効投票数の範囲等で問題点が折り合っていない。今後も国会で頑張るので、よろしくお願いする」と述



高市早苗 衆議院議員



滝実 衆議院議員

べた。

続いて滝議員が「新党日本に入って頑張っている。行政改革特別委員会では質問者として発言をしている。その中で国家公務員の削減が問題になっている。日本の公務員は世界の中で対人口比最も少ない。現状分析をしないで本当に削減でいいのか? 検討課題である。非効率な行政の削減が大事である。税の問題で話をすすめると、今のままの状態で消費税をヨーロッパと同じ18~25%に税率アップはできない。ヨーロッパと住宅費、教育費の個人の負担が異なり、その点を変えていかなければ、同じ発想はできない。学費の無償化につながる奨学金の充実、住宅政策等を変えなければ消費税率は上げられない。単純に税収を必要とするだけで国民が基本的に負担できるか? 負担する気になれるか? そこが問題である。アメリカのように好景気の時に税収確保し、財政再建を確実にして国民に負担を求めるべきである」と報告された。

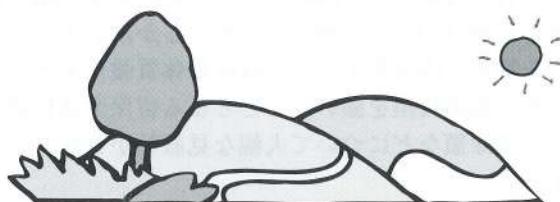
国政報告会終了後、定期大会が石谷浩一会員(高市会副幹事長)の司会で開会された。中永敏夫(滝会)会長の「税理士及び納税者の環境は益々厳しくなっている。今後とも国会議員の先生方は税制改正等で税理士のためにご協力をお願いしたい」と挨拶のあと議長に安村量平(滝会)幹事長を選任し、各議案が承認可決され議事は無事に終了した。

来賓として大西近税政副会長が挨拶。「高市早苗先生、滝実先生にはこれからも国政で頑張っていただきたい。現在、規制改革が推進され、

資格制度や強制加入、無償独占等が問題とされ、税理士制度そのものが危機にさらされている。最近の会社法、企業会計基準、税法の改正で税理士業務は大変革期にある。税理士の意義をご理解頂き、国会議員の先生方には、さらに力を蓄え国会で働いていただくよう祈念し、両後援会の組織の充実、強化をされるようお願いする。多くの成果をあげているこの後援会活動にご協力をお願いする」

続いて東口奈良県支部連会長が「これからも高市・滝川氏を支援して後援会の実力を發揮し準備をしていただきたい。今後も中小企業に影響する税制改正に積極的にご協力願い、納税者の意見を含めた19年度の税制改正の要望を税理士党の国会議員の先生にお願いしたい」と挨拶。

最後に竹内淳（高市会）幹事長の閉会あいさつで、定期大会を終了した。



西田猛議員の死を悼む

西田猛衆議院議員が去る6月8日亡くなられた。享年50才。

西田議員は、大阪府第9選挙区選出の自民党議員である。東大法学部から自治省を経て政界に入られ、現在3期目であった。前々回の選挙で民主党候補者のために苦杯をなめられたが、その後、立派に再選を果たされ、昨年11月には財務大臣政務官に就任された。

西田議員には税政連を高く評価していただき、我々の活動を非常に熱心にご支援いただいた。自民税調、政府税調の動きを速く情報をいたいたものであった。また、確定申告期間中には、国会開会中であっても帰省され、税務相談会場における税理士の税務支援の姿をつぶさに視察していただく等、税理士

平成19年度 税制改正要望が決定（日税政）

平成19年度税制改正に関する要望が7月13日の日税政幹事会において機関決定された。

本年度は日税連の税制改正に関する建議書56項目のうち、特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度を改めること等15項目を重点項目（次頁参照）とし、法案成立に向け積極的に陳情を行うことになった。

要望書の機関決定を受け、日税政国対委員会が、平成19年度税制改正に関する要望の実現に向け、単位税政連選出の幹事長及び国対委員長とともに議員会館を訪問し地元選出国会議員に対して陳情を行った。当連盟からは井戸本幹事長、田国対委員長が推薦議員を訪問し、議員本人または秘書に対し要望を手渡すとともに内容について懇談を行った。

陳情にあたっては、平成18年度税制改正において、多くの要望項目が実現したことにお礼を申し上げるとともに、税制改正の手続について、政府税調、与党税調において十分な審議が行われるよう要望した。

の社会貢献に理解を示された。

西田議員を支援するために平成16年9月「税理士による西田猛後援会」が結成された。谷口英春後援会長を中心に、西田議員との縊を大切にして活発な後援会活動を行ってきた。この6月30日には昨年と同様、西田議員と中川秀直国会対策委員長と面談し、平成19年度税制改正に関する要望書を手渡し陳情する予定であった。しかしこれも叶わず、後援会は僅か2年で解散せざるを得ないこととなった。

この若く優秀な政治家を失ったことは、税政連のみならず、地元をはじめ各方面にとって大きな損失となるであろう。顧みれば西田議員の明晰な思考力と、温和なお人柄が思い起こされる。今はただ冥福を祈りたい。

（副会長 今中英雄）

平成19年度の税制改正に関する要望

平成18年7月

日本税理士会連合会

日本税理士政治連盟

当税理士業界は、平成19年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる15項目について要望書を取りまとめました。この要望書は、中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

公平な税負担 理解と納得ができる税制 必要最小限の事務負担 時代に適合する税制 透明な税務行政

平成19年度の税制改正において是非とも実現できるようご尽力、ご支援賜りたくよろしくお願い申し上げます。

I 国税関係

《法人税関係》

1. 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度を改めること。

【理由】 平成18年度改正による本制度は、個人事業者の法人成りによる節税メリットを抑制し、会社の経費の適正化を図ろうとするものであると説明されている。しかし、役員給与は既に会社から資金流失しているにもかかわらず、更に会社に課税され、また、節税の目的で設立された会社以外の会社や既存の会社もこの規定の適用を受けることになり制度的に問題がある。個人事業者とのバランスを考えるならば、少なくとも個人段階での税負担調整とすべきである。なお、当面の措置として、法律の適用停止も含め、対象会社・適用除外要件を大幅に改めるべきである。

2. 同族会社の留保金課税制度は、早急に廃止すること。

【理由】 同族会社については、株主に対する配当を低く抑えることにより、個人株主の配当所得に係る所得税負担を免れることができるとの考え方から、その代替的課税として同族会社の一定の留保金額に対して課税することとされている。しかし、法人の所得を何時の時点で個人に分配するかは本来法人の選択に任されるべきであるうえ、会社が利益の配当を抑え社内留保することは財務体质強化策として一般に認められていることなどから、同族会社にのみ追加的負担を強いることとなる留保金課税制度には問題がある。平成18年度税制改正において、留保控除額などについて大幅な見直しがされたが、上記の理由からこの制度そのものを廃止すべきである。

3. 交際費課税については、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入とともに、定額損金算入限度内の10%課税制度は即時廃止すること。

【理由】 交際費に対する課税は、企業の冗費抑制を図ることがその目的とされている。したがって、本来、冗費や濫費の性格の強い交際費だけを課税対象とすべきである。平成18年度税制改正では会議費と交際費の区分について金額基準が示されたが、交際費等の範囲についてはさらに見直しを行い、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費等から除外するなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

また、定額控除限度額内の10%相当額を損金不算入とすることは、税収確保目的以外には根拠がなく、この制度は即時に廃止すべきである。

4. 退職給付引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

【理由】 退職給付引当金は、退職給与規定に基づく法的な債務として潜在的に発生しているのであり、退職の事実が未だに生じていない時点では給付事由と具体的な給付額とが確定していないにすぎないのである。

また、退職給付引当金は、会計理論上必要不可欠な制度であり、法人税が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを原則としていることからみても、課税所得計算の過程で当然に反映させなければならない損金であり、特徴的・恩的な制度ではない。

従って、健全な企業経営と労働環境確保の観点からも、法的な債務としての性格を有する退職給付引当金について、少なくとも労働協約及び労働基準法等により退職給与の支給規程を定めている法人については、その規程による退職給与要支給額の当期発生額の損金算入を認めるべきである。

《所得税関係》

5. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。

【理由】 平成16年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所

得との損益通算・繰越控除が認められなくなった(一定の要件のもと居住用財産については存置)。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。また、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

6. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除を整理・合理化すること。また、少子化対策税制を講ずること。

【理由】 現在、家族世帯類型や世帯における就労形態は多様化していることから、複雑となっている人的控除について、公平・中立の観点を踏まえながら整理・合理化して簡素化を図るとともに、本人、配偶者及び扶養親族の担税力に配慮して、その控除額を大幅に見直す必要がある。また、少子高齢社会における子育ての重要性が指摘される中、それに対応した税制を検討すべきである。

7. 公的年金以外に収入のない者について納税手続きを簡素化すること。

【理由】 老年者控除の廃止、公的年金等控除額の縮減により、高齢者の納税のための事務負担が増加した。高齢者に負担の少ない制度とするためには、公的年金の受給者のうち扶養控除等申告書を提出した者については年金の支払者において年末調整に準じる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告を不要とするなど、納税手続きの簡素化を検討すべきである。

《法人税・所得税共通》

8. 少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に増額するとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。

【理由】 中小企業者には少額減価償却資産について取得時に3つの制度が存在する。

- ①取得価額が10万円未満の少額減価償却資産は一時に損金算入
- ②20万円未満の少額減価償却資産については3年間にわたって損金算入する一括償却資産制度の選択
- ③30万円未満の少額減価償却資産については特例制度として年間の損金算入の上限を300万円として全額損金算入

従って、より簡素な税制を目指す立場から、少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に引き上げ、一括償却資産の損金算入制度は廃止すべきである。

9. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。

【理由】 現行法では、青色申告書を提出した場合の、所得税における純損失の繰越控除は3年を限度とし、法人税における欠損金の繰越控除は7年を限度としている。しかしながら、企業における事業年度はゴーイングコンサーンの下で人為的に区切られたものに過ぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、例えば、アメリカでは20年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。また、わが国においても、法人税法上、資産整理に伴う私財提供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。従って、青色申告書を提出した場合の所得税における純損失の繰越控除及び法人税における欠損金の繰越控除については、期間の制限を設けるべきではなく、その期限を廃止すべきである。

《消費税関係》

10. 簡易課税制度について次のとおり改正すること。

- (1) 事業区分を簡素化するなど小規模事業者の事務負担を軽減すること。
- (2) 簡易課税適用事業者が固定資産等を取得した場合には、通常の簡易課税による控除税額にその固定資産等の取得に係る消費税額を加算した税額控除を認めること。
- (3) 基準期間による事前届出制を廃止し、当該事業年度申告時における選択制とすること。

【理由】 簡易課税の適用上限が課税売上高2億円から5,000万円に引き下げられ適用対象者がさらに小規模な者に限定されたことから、事業区分の簡素化を図るなど、小規模事業者の事務負担を軽減すべきである。小規模事業者が初めて課税事業者になった場合には、帳簿等の対応も十分ではなく、また課税事業者に該当することさえ認識していないことも考えられる。このような者に原則課税を求めるのは適当ではなく、仕入税額控除が出来ないすることにも無理がある。したがって、簡易課税制度の選択は申告時に行うことができる制度にすべきである。なお、簡易課税制度適用事業者が設備投資等をし

た場合には、設備投資等に係る仕入税額控除を別途に認めるべきである。

11. 請求書等の内容を補う記載がある場合には、仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。

【理由】 仕入税額控除については、計算のための事務負担は極力軽減されるべきであり、今後もいわゆる帳簿方式を維持し、インボイス方式に移行すべきではない。

平成9年4月1日以後施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を強制されるなど、事業者にとって事務処理上過度の負担を強いている。「請求書の保存」を中心とし、請求書等の不備を補う内容が記載されている帳簿は仕入税額控除の要件を充たす帳簿とみなすべきである。

なお、平成15年度税制改正により簡易課税制度及び事業者免税制度の適用対象者が大幅に縮減されたことから、事務負担能力の乏しい中小零細事業者にとっては深刻な問題である。

《国税通則法関係》

12. 税務行政の執行に関する手続規定の整備を図るため、次の措置を講じること。

(1) 税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する観点から、国税通則法の改正を行う。

(2) 調査の事前通知、文書による理由開示及び終了通知を徹底する。

【理由】 申告納税制度が採用されてから半世紀が経過したにもかかわらず、わが国においては税務行政の執行に関する手続規定が法的に整備されていない。

申告納税制度を発展させるために、納税者の正当な権利を保障し、税務行政の円滑な執行のため、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法及び地方税法に明文化すべきである。

13. 更正の請求をすることができる期間（現行1年以内）を5年とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例（現行2月以内）については、1年とすること。

【理由】 課税庁が行う更正処分の期間については、税額を増額するものについては、法定申告期限から3年又は5年以内、減額するものについては5年以内に制限されている。一方、納税者側から更正の請求を行うことができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。このため、法定申告期限から1年を超える5年以内の期間において減額更正を求めるためには、実務上は「嘆願」により職権更正を待つという不安定な対応を余儀なくされる。このような状況は、納税者の権利救済制度としては好ましくないので、更正の請求ができる期間を課税庁が行う減額更正期間の5年とすべきである。

また、後発的な理由による更正の請求については、現行ではその理由が生じた日から2か月以内とされているが、税理士が確定申告時に相談を受けた段階で既に更正の請求の期限が超過している場合もあり、納税者の権利救済の観点から問題があるので、その期限は1年とすべきである。

II 地方税関係

14. 債却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度末日とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の確定申告期限とすること。

【理由】 債却資産に係る固定資産税は申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、納税義務者は毎年1月1日現在における債却資産の状況を1月31日までに市町村に申告しなければならない。このため12月末決算以外の法人は、決算時の未償却残高の確定手続とは別に、債却資産に係る固定資産税の申告業務を行なわなければならない。法人の申告事務の簡素化と、市町村における事務の平準化を図るために、債却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人は12月31日）とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限と一致させるべきである。

15. 個人事業税の事業主控除額を少なくとも500万円程度に引き上げること。

【理由】 個人事業税における事業主控除制度は、事業税の対象となる金額から事業主報酬相当額（現行290万円）を控除することを目的として設けられている。平成16年度の民間平均給与収入は439万円、また資本金2,000万円未満の中小企業の役員の平均給与収入が622万円（いずれも国税庁「平成16年分民間給与の実態」）であることと比較すると、その較差は著しいものとなっている。そこで、個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、事業主控除額を少なくとも現行の290万円から500万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

～近畿税理士会認定研修～

会員研修会を開催

第1部 加藤紘一 衆議院議員
第2部 永橋利志 近税会調査研究部副部長

当連盟では4月17日、大阪市の國民会館12階大ホールにおいて、会員研修会を開催した。この研修会は近畿税理士会認定研修として、平成17年度における2回目の開催となった。

研修会は2部構成で、第1部では加藤紘一衆議院議員を講師に迎え、「新しき日本のかたち～今、税理士に求められるもの～」を、第2部では永橋利志近畿税理士会調査研究部副部長による「平成18年度税制改正について」をテーマとし研修が行われたが、特に前者については税政連らしい企画となった。

研修会は350名の定員に対し、400名を超える申込があり、この研修会に対する会員の関心の高さが伺えた。

開講に先立ち、北野博也会長から研修会開催の意義についての説明があり、また近税政の活動報告と今後の協力要請があった。

第1部講師の加藤議員から、外交問題として日米関係と同時に靖国神社問題をはじめとした中国とどう付き合うかを含めたアジアとの関係、経済問題として、構造改革による規制緩和の推進により生まれた都市と地方及び正規社員と非正規社員に代表される格差問題、これから



加藤紘一 衆議院議員

の日本のかたちとして加藤議員の意見が詳しく述べられた。心にしみる一言一句に、参加者は感謝の気持ちを万雷の拍手に込めた。

第2部講師の永橋副部長からは、平成18年度税制改正について、税制改正大綱等改正の経緯をふまえながら、①役員給与等の取扱い②個人所得課税・住民税③研究開発税制・情報基盤強化税制④中小企業対象の税制⑤土地・住宅税制⑥国際課税⑦物納手続き⑧会社法施行に伴う法人税法の整備について、主なポイントについて詳しく説明があった。

閉講にあたり、徳富副会長から講師に謝意が述べられた。また当連盟としては今後ともこのような研修会を各支部連ごとに開催し、組織の活性化につなげたい。



永橋利志 近税会調査研究部副部長



ひとこと

独り言
一個人的意見の汲み上げを—

大津支部 林 繁里



かつて近税会の総会で「私は税政連に入会していないので税政連の広報は送らないで欲しい」と発言があり、当時広報委員の一人であった私は肩身の狭い思いをしつつ悲しい思いで聞いていた。税政連は悪者扱いされている。それは税政連に対する無理解に拠るものなのに組織の違いから誰も回答ができないもどかしさでもあった。税政連の事務局が近税会から分離して単独の組織となり、広報も別送されていたことを何人の会員がご存じだろうか。

かつて私も「税政連に入会した覚えはない」と主張してきた。しかし、委員になって税政連を内から見てみると税政連の重要性がよく判る。税理士会は税理士個人と、組織としての税理士会の権益を護る必要がある。権益を護ると言っても、反社会的なエゴによる職域の擁護ということではなく、税理士としての社会的使命の遂行を全うするためのものである。それは、国民にとっても大切なことであり納税者の権利擁護に資するものである。税政連はこれらについて国会議員を通じ堅持することにある。

ただ、現実は私の理想通りの組織として動いていない。これまで税の専門家として発言すべき時にどうして発言しないのかと幾度となく感じたし、特に近年は多くの会員からも税政連の動き方を疑問視されている。最近、ある国会議員の一人から「地元の税理士会や税政連は役員給与の損金不算入について改正を求めてくるが、日税連は今のところ何も言ってこないよ」と言われた。日税連と各単位税理士会、日税政と各単位税政連の意見が一致していないことに

国会議員も困惑している様子であった。内部においても会員に活動状況の見えない組織となっていることが冒頭の発言に繋がっている。

日本税政連420号に拠れば規制改革の前に税理士制度が揺らいでいる。規制改革会議で議論されている強制入会制度の廃止が実施されれば、偽税理士の横行を許し税理士制度の崩壊を招くと心配している。また、無償独占も常に各方面の取引材料に使われている向きがある。税理士会と共に税政連が活躍すべき場面は今後も増えるのに会員がそっぽを向いていては、その効果を発揮できない。会費納入率の増加を常に課題としているが、税政連の会員であると認識して貰うには、もっと活動が見える組織として賛同者を増やす方法しかなく、特に若い会員へ存在意義を説明できる税政連をめざして欲しい。

最後に、現在は少子化対策が国を挙げての課題となっている。ある組織において少子化解決の視点から選択的夫婦別氏制度を、女性の視点から所得税法56条廃止を各党の国会議員に訴えている。こういう複数の個人の声を反映して貰える組織であって欲しいと願っている。



ここに人あり

後援会の窓

伊吹文明後援会（衆議院議員・京都1区・自民党）

京都で生まれ、京都の風土、京風のしきたりを残している京呉服問屋の家風の中で育った伊吹文明先生は、京都大学経済学部を卒業して、昭和35年4月、大蔵省に入省され、20年を経た頃、税理士として唯一の国会議員であった渡辺美智雄大蔵大臣の秘書官に抜擢されました。その当時私は日本税理士政治連盟の代議員として定期大会に出席しており、渡辺大臣のご紹介で伊吹先生の知己を得た次第です。



まもなくして昭和58年の総選挙で京都府第一選挙区（当時は中選挙区）

廣瀬来三会長

から立候補された伊吹先生は、5万8千余票を獲得して堂々のトップ当選、以来8回の当選を重ねて現在に至っておられます。その間に、党組織・広報各本部長、衆議院文教委員長、労働大臣、国務大臣（国家公安委員長）などを歴任、現在は衆議院行政改革特別委員長、自民党税制調査会小委員長の任におられます。特に自民党税制調査会小委員長としては、毎年の税制改正について私達は陳情にお伺いし、非常な苦労をおかけしています。

昭和58年2月税理士による伊吹文明後援会（故中野一城会長）は他地区の税理士による国会議員後援会に先がけて結成され、以来22年7ヶ月、故中野会長のあと、平成13年10月から廣瀬来三が会長を務めています。毎年秋の定期総会、5月の懇談会、3月の所得税確定申告期には伊吹先生に随行しての税理士無料相談所の訪問など実施しております。

現在伊吹先生は志帥会（伊吹派）の会長をしておられ、「品格ある日本、温かい社会、活力ある経済」といったキャッチフレーズで33人の衆参両国議員をまとめておられます。小泉首相の批判勢力というか、是は是、否は否の確固たる姿勢をつらぬいておられ、この次の内閣では主要閣僚に、あるいは自民党内での主要ポストに就任いただき、国政の中核においてさらなるご活躍を願えるものと存じております。



税務相談会場を視察する伊吹文明議員（右から2人目）
平成18年2月20日 下京無料相談所

伊吹文明衆議院議員 略歴

昭和13年	京都市生まれ
昭和35年	京都大学経済学部 卒業
同	大蔵省 入省
昭和58年	衆議院議員 初当選 (現在8期目)
平成2年	厚生政務次官
平成5年	党税制調査会幹事
平成6年	衆議院文教常任委員長
平成9年	労働大臣
平成10年	党税制調査会副会長
平成12年	国家公安委員会委員長
現 在	行政改革特別委員会委員長 自民党税制調査会小委員長

関西弁で話していますか？

「儲かりまっか」、「ぼちぼちでんなあ」これは関西弁の言い回しによく使われる言葉であることは、関西人の方には説明するまでもありません。最近、この方言（関西弁）のことを連載記事にした新聞を見ました。それによりますと、41都道府県の読者アンケートで「話してみたい方言」の第1位は関西弁で、「耳にしたくない方言」の第1位も関西弁となっていました。このアンケート結果で言う関西弁とは大阪弁、京都弁など関西地域の方言のことですが、「耳にしたくない方言」の関西弁の中でも「大阪弁」がトップとなっていました。

「話してみたい」理由は「明るい」「元気」「ノリがいい」からで、「耳にしたくない」のは「うるさい」「下品」「荒っぽい」から、だそうです。私は四十数年間生まれてからずっと大阪ですが、「大阪弁を話さないね」と言わされたことがあります。仕事ではビジネスマナーとして丁寧語でいわゆる「です」「ます」調の口調で喋っていますから、例えば大阪弁で「居てはりますか」も「いらっしゃいますか」や「居られますか」となります。いくら大阪育ちでも小さい頃から「～してまっか」とか「～でんねん」は使わないと思うのですが。テレビっ子でしたからイングリッシュに多少標準語の影響を受けたのかも知れません。新喜劇も見ていたはずなのですが…。普段でも「～でんなあ」とか「～しますやろ」などを会話等で使うことがありませんし、この文章も標準語の文体ですから。最近の記事で明石家さんまさん司会の番組でも、大阪弁では「～してるんやあ」が「～してるんだあ」と語尾を変えて話しているとありました。ちなみに私の妻は九州弁たいね。



(豊能支部 井関孝之)

近税政本部のうごき

○税理士による高市早苗・滝実後援会定期大会

(5月20日)

大西副会長が出席

○政策委員会第2小委員会(6月6日)

- ・近畿税理士政治連盟の概要の改定について
- ・その他の

○政策委員会第3小委員会(6月6日)

- ・第40回定期大会記念式典の検討
- ・その他の

○平野博文議員活動10周年感謝と飛躍の集い

(6月10日)

井戸本幹事長が出席

○第2回後援会対策委員会(6月13日)

- ・後援会の活動に関する施策の検討について
- ・後援会活動基準の制定について
- ・その他の

○国対委員会・選対委員会・後援会対策委員会

合同委員会勉強会(6月13日)

- ・本部及び委員会の活動報告について
- ・選挙2法の勉強会
- ・その他の

○第1回中野寛成政経セミナー(6月14日)

井戸本幹事長が出席

○政策委員会・組織委員会合同委員会(6月15日)

- ・近畿税理士政治連盟ウェブサイトについて
- ・近畿税理士政治連盟の概要の改定について
- ・40周年記念事業について
- ・組織の見直しについて
- ・研修会の反省及び今後の企画について
- ・その他の

○税理士によるこにし恵一郎後援会解散大会

(6月20日)

井戸本幹事長が出席

○関西21フォーラム定例会(6月30日)

佐野副会長が出席

近畿税理士会福祉制度

割安な保険料で大きな死亡保障

グループ保険

(こども特約付団体定期保険)

- ①割安な保険料で大きな保障が得られます。
- ②保険金300万円から2,500万円までご自由に選択できます。
- ③会員・従業員ご本人に加え、配偶者・お子さまもご加入できます。

休業中の生活保障

所得補償保険

- ①ご加入期間中に病気やケガで働くことができなくなり、就業不能の日数が免責期間を超えたとき、保険金をお支払いします。
- ②所得の補償期間は1年間、長期療養もご安心です。

委託保険会社



大同生命保険株式会社

(グループ保険部分)

日本興亜損害保険株式会社

(所得補償保険部分)

年金共済

(拠出型企業年金保険)

- ①わずかな掛金で豊かな将来の生活設計ができます。
- ②従業員の方々の退職金準備にも活用できます。
- ③簡単な手続きでご加入できます。

委託保険会社



大同生命保険株式会社

※ご加入に際しては、所定のパンフレットを必ずごらんください。

近畿税理士会

お問合せ先



近畿税理士共済北支社/大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館・大同生命ビル)TEL 06-6943-4915
近畿税理士共済南支社/大阪市中央区難波2-2-3(御堂筋グランドビル10F)TEL 06-6213-5901

F-17-2(平成17年4月19日)

残暑お見舞い申し上げます。

ホームページアドレス <http://www.hanna-zeikyo.jp>



**当組合のホームページを
リニューアル!**

(書籍・電化製品) **WEB販売のご紹介**

組合員・賛助会員以外の方は
ご利用できません。また商品
を購入される際には会員登録
が必要となります。

清文社の書籍購入は
ココをクリック!

上新電機の
電化製品購入は
ココをクリック!



(トップページ)



書籍販売(清文社)

(一部書籍に限らせていただきます)



定価(税込)の
15%割引

送 料

一律350円

10冊以上または購入額15,750円以上は無料

代金支払方法

書籍と一緒に請求額・振込用紙をお届けします。

お問合せ

(株)清文社

TEL.06-6135-4050

電化製品販売(上新電機)

新規入会キャンペーン
(8月21日~8月31日17:00まで)
期間中に会員登録された方は、期間中のご注文分に限りshop特価の
5%割引(パソコン関連を除く)
及び全品送料無料

**組合員
特別価格**

※ポイントは付ませんが
一般向けショッピングサイト
より安くなっています。

送 料

一律500円

購入額10,000円以上の場合は無料(一部大型商品除く)

代金支払方法

代引、もしくはクレジットカード支払。

お問合せ

上新電機(株)e.shop21事務局

TEL.06-6634-0954



(画像はイメージです)



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 (近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>